

成田市高校生等医療費等の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、高校生等の医療費等を負担する保護者に対し、当該費用の全部又は一部を助成することにより、高校生等の保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって高校生等の保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生等 15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 高校生等の親権を行う者、後見人その他の者で、現に当該高校生等を扶養し、かつ、生計を維持しているものをいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 医療費等 保険給付（医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び高額療養費をいう。以下同じ。）の対象となる高校生等の入院及び通院（在宅における療養及び看護並びに柔道整復師の施術を含む。以下同じ。）に係る費用並びに当該費用の証明手数料をいう。
- (5) 医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院及び診療所並びに薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに厚生労働省地方厚生局長に柔道整復師の施術に係る療養費の受領の委任の取扱いについて承諾された柔道整復師をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療機関等を受診した日において、次の各号のいずれにも該当する高校生等の保護者とする。

- (1) 高校生等が本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。
 - (2) 高校生等が保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、医療機関等を受診した日において、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けているとき。
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けているとき。
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき里親に委託されているとき。
 - (4) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（同項に規定する母子生活支援施設及び通所により利用する施設を除く。）に同法その他の法令に基づく措置によって入所しているとき。
 - (5) 国民健康保険法に基づく世帯主又は社会保険各法に基づく被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）に入所しているとき。
 - (6) 医療保険各法における被扶養者の認定に係る収入の要件を満たさないうとき又は当該収入の要件を満たさないうときと同等の収入があるとき。
 - (7) 婚姻をしているとき。

（助成の制限等）

第4条 高校生等の疾病、負傷等が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部について損害賠償を受けることができるときは、その限りにおいて助成しないものとする。

2 高校生等に係る疾病、負傷等が独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療に関する給付制度の対象となるものである場合には、当該制度を優先して適用させるものとする。

3 高校生等が成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年条例第5号）による助成又は成田市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する規則（平成8年規則第48号）による助成を受けることができる場合には、当該助成制度を優先して適用させるものとする。

（助成の額等）

第5条 市長は、医療費等（入院及び通院に係る費用の証明手数料を除く。）のうち、医療保険各法又は公費負担医療制度（他の法令等に基づく国又は地方公共団体による医療に関する給付制度をいう。以下同じ。）の規定により高校生等の保護者が負担すべき額から別表に定める世帯区分（以下「世帯区分」という。）により市長が認定した高校生等医療費等自己負担金（以下「自己負担金」という。）を控除した額を助成する。

2 前項の規定による認定は、高校生等が診療を受けた日の属する年度（4月から7月までの間に診療を受けた場合にあつては、前年度とする。）に係る当該高校生等の属する世帯の市町村民税額によるものとする。

3 公費負担医療制度による給付を受けた場合並びに医療保険各法の規定による附加給付及びこれに準ずるものがあつた場合は、第1項の助成する額からその額を控除するものとする。

4 市長は、助成対象者が医療機関等に医療費等証明書（別記第1号様式。以下「証明書」という。）に係る証明手数料を支払つた場合は、当該手数料の額を助成する。ただし、証明書1件について200円を超えるときは、200円とする。

（助成の申請）

第6条 助成を受けようとする者は、高校生等医療費等助成金交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 高校生等の住民票の写し

(2) 高校生等の戸籍の謄本又は抄本

(3) 医療内容の明細のある領収書又は証明書

(4) 高校生等の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し

(5) 高校生等の属する世帯の市町村民税額を証する書類

(6) 前条第3項に規定する場合にあつては、その旨を証する書面

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、医療機関等に医療費等を支払つた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、高校生等医療費等助成金交付決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第8条 医療費等の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成の取消し及び返還)

第9条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成対象者でなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、助成対象者の属する世帯の区分の変更、保険給付又は損害賠償の事実その他の事情により、助成に過払が生じることとなったとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費等に係る助成について適用する。

別表

世帯区分	自己負担金		
	入院 (1日につき)	通院 (1回につき)	保険調剤 (1回につき)
市町村民税所得割非課税世帯	0円	0円	0円
市町村民税所得割課税世帯	200円	200円	0円

[別記様式 略]